



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年8月1日金曜日 第1479号

## ◇ 目次 ◇

愛媛県三崎大川放水路分流堰操作規則.....	829
<b>告 示</b>	
自衛官の募集.....	830
自衛官の採用試験.....	830
新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....	830
字の区域の変更（ " ）.....	831
新たに生じた土地の確認（三瓶町）.....	831
字の区域の変更（ " ）.....	831
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....	831
肥料登録有効期間の更新.....	832
特定漁港漁場整備事業計画の公表.....	832
特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表.....	832
公有水面埋立免許.....	832
道路の区域変更（県道久万中山線）.....	833
道路の供用開始（ " ）.....	833
道路の供用開始（県道柿之浦下波線）.....	833
道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....	834
道路の供用開始（ " ）.....	834
道路の区域変更（県道瀬田八多喜停車場線）.....	834
道路の供用開始（ " ）.....	834
開発行為に関する工事の完了.....	835

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（3件）.....	835
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	836

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	836
政治団体の届出事項の異動の届出.....	837
政治団体の解散の届出.....	840
資金管理団体の届出.....	840
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	841
資金管理団体の指定の取消し等の届出.....	841

## 任 免 辞 令

北村 重治外.....	841
-------------	-----

## 規 則

### ○愛媛県規則第57号

愛媛県三崎大川放水路分流堰操作規則を次のように定める。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県三崎大川放水路分流堰操作規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、西宇和郡三崎町に存する三崎大川放水路（以下「放水路」という。）の分流堰（以下「分流堰」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

（操作の基本方針）

**第2条** 分流堰の操作は、二級河川三崎大川の流水を放水路に分流することによる洪水の安全な流下及び流水の正常な機能の維持を図るように行うものとする。

**第3条** 分流堰の操作の基本方針は、次のとおりとする。

- （1）分流堰の直上流の水位（以下「本川水位」という。）が標高2.23メートル以下ときは、放水路に分流させないこと。
- （2）本川水位が標高2.23メートルを超えたときは、放水路に分流させること。

（洪水時における操作の方法）

**第4条** 本川水位が標高2.23メートルを超えるときは、次に定めるところにより、分流堰を操作するものとする。

- （1）本川水位が標高2.43メートルを超えたときは、分流堰を倒伏させること。
- （2）本川水位が標高1.37メートル以下となり、かつ、上昇するおそれがなくなったときは、倒伏した分流堰を速やかに起立させること。

（平常時における操作の方法）

**第5条** 本川水位が標高2.23メートル以下であるときは、分流堰を起立させておくものとする。

（操作の方法の特例）

**第6条** 第11条の規定により点検及び整備を行うとき、並びに事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により分流堰を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

**第7条** 分流堰を手動により操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- （1）操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- （2）気象及び水象の状況
- （3）操作を行った者の氏名
- （4）前条の規定により操作を行ったときは、その理由
- （5）その他参考となるべき事項

（洪水警戒体制の実施）

**第8条** 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- （1）本川水位が標高2.23メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき。
- （2）前号以外の場合で、松山地方気象台から西宇和郡三崎町方面に降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- （3）その他二級河川三崎大川に洪水発生のおそれがあるとき。

（洪水警戒体制における措置）

**第9条** 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 分流堰<sup>ぜき</sup>を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 分流堰<sup>ぜき</sup>及びこれら操作するために必要な機械、器具等（以下「分流堰等<sup>ぜき</sup>等」という。）について点検及び整備を行うこと。
- (3) 分流堰<sup>ぜき</sup>の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他分流堰<sup>ぜき</sup>の管理上必要な措置（洪水警戒体制の解除）

**第10条** 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、解除するものとする。

（点検及び整備）

**第11条** 分流堰等<sup>ぜき</sup>については、知事が定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（補則）

**第12条** この規則に定めるもののほか、分流堰<sup>ぜき</sup>の操作に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第1565号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 男子（平成15年度第2次分）  
平成15年8月4日（月）から  
9月16日（火）まで
- 2 女子（平成15年度第2次分）  
平成15年8月4日（月）から  
9月10日（水）まで

**○愛媛県告示第1566号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成15年9月21日(日)	新居浜市繁本町8番65号	新居浜市民文化センター	新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、宇摩郡及び周桑郡
	今治市別宮町一丁目4番1号	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市文京町4番地2	松山大学	松山市、伊予市、北条市、温泉郡、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市大洲891番地1	大洲市民会館	八幡浜市、大洲市、喜多郡、西宇和郡及び東宇和郡
	宇和島市曙町1	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
(女子) 平成15年9月26日(金) 9月27日(土) どちらか1日	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

**○愛媛県告示第1567号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
八幡浜市真網代甲229の7、甲229の12、甲229の13、甲230の7、甲230の8、甲231の1、甲231の4、甲231の5、甲231の7、甲242の2、甲242の5、甲242の6、甲243の1、甲243の3、甲243の5から甲243の7まで、甲245の1、甲260の1、甲261及び甲262の1の地先	2,691.13

○愛媛県告示第1568号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
真網代	八幡浜市真網代甲229の7、甲229の12、甲229の13、甲230の7、甲230の8、甲231の1、甲231の4、甲231の5、甲231の7、甲242の2、甲242の5、甲242の6、甲243の1、甲243の3、甲243の5から甲243の7まで、甲245の1、甲260の1、甲261及び甲262の1の地先公有水面埋立地		2,691.13

○愛媛県告示第1569号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、三瓶町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は三瓶町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
三瓶町大字長早字グイシ3の1の1、3の1の2、3の4の1、3の5の1、3の6の1、3の7の1、3の8の1、3の8の3、3の14の1、3の14の4及び3の14の5並びに字ヤマノカミ3の20の3及び3の21の3の地先	3,901.66
三瓶町大字長早字グイシ3の1の2並びに大字二及字ミタライ2の924、2の925の1、2の927の1、2の927の3、2の928の1、2の928の4及び2の929の2の地先	1,186.58
三瓶町大字垣生字小浦甲2の1、甲3の4、甲4、甲5の1、甲5の5、甲5の6、甲6の3及び甲6の5、字小浦濱甲11の1、字小浦松ノ脇甲12の1、字ナキリ松ノ脇甲23の2並びに字名切甲25の6の地先	1,064.61
三瓶町大字垣生字名切甲26の5、字平畑下甲28の3、甲28の4及び甲28の5、字サルカクボ甲48の1及び甲48の4から甲48の6まで、字タケノハナ甲50の1、甲50の6、甲50の8及び甲50の13並びに字ヤブアト甲51の1及び甲53の1の地先	1,186.60
三瓶町大字皆江字シンハマ304の4、305の1、305の2、305の7、305の8及び306の1から306の3まで並びに字ムカイシンデン307の1、307の5、307の6及び307の14の地先	490.24

○愛媛県告示第1570号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三瓶町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
大字長早	字グイシ	三瓶町大字長早字グイシ3の1の1、3の1の2、3の4の1、3の5の1、3の6の1、3の7の1、3の8の1、3の8の3、3の14の1、3の14の4及び3の14の5並びに字ヤマノカミ3の20の3及び3の21の3の地先公有水面埋立地	3,901.66
大字二及	字ミタライ	三瓶町大字長早字グイシ3の1の2並びに大字二及字ミタライ2の924、2の925の1、2の927の1、2の927の3、2の928の1、2の928の4及び2の929の2の地先公有水面埋立地	1,186.58
大字垣生	字小浦	三瓶町大字垣生字小浦甲2の1、甲3の4、甲4、甲5の1、甲5の5、甲5の6、甲6の3及び甲6の5、字小浦濱甲11の1、字小浦松ノ脇甲12の1、字ナキリ松ノ脇甲23の2並びに字名切甲25の6の地先公有水面埋立地	1,064.61
	字サルカクボ	三瓶町大字垣生字名切甲26の5、字平畑下甲28の3、甲28の4及び甲28の5、字サルカクボ甲48の1及び甲48の4から甲48の6まで、字タケノハナ甲50の1、甲50の6、甲50の8及び甲50の13並びに字ヤブアト甲51の1及び甲53の1の地先公有水面埋立地	1,186.60
大字皆江	字シンハマ	三瓶町大字皆江字シンハマ304の4、305の1、305の2、305の7、305の8及び306の1から306の3まで並びに字ムカイシンデン307の1、307の5、307の6及び307の14の地先公有水面埋立地	490.24

○愛媛県告示第1571号

新居浜市高柳土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新居浜市高柳土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 新居浜市高柳土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年8月4日から8月29日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第1572号

今治市富田地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 今治市富田地区土地改良区土地改良事業（維持管理）

計画書の写し

(2) 今治市富田地区土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年8月4日から8月29日まで

3 縦覧場所

今治市役所

○愛媛県告示第1573号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成18年8月4日	愛媛県第1237号	混合有機質肥料	宇和混合有機1号	窒素全量5.5 りん酸全量7.0	公定規格のとお	宇和鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡野村町大字野村5号111番地
平成18年8月4日	愛媛県第1238号	混合有機質肥料	宇和混合有機特号	窒素全量6.0 りん酸全量7.0	公定規格のとお	宇和鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡野村町大字野村5号111番地
平成18年8月4日	愛媛県第1239号	混合有機質肥料	粒状宇和混合有機特号	窒素全量6.0 りん酸全量7.0	公定規格のとお	宇和鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡野村町大字野村5号111番地
平成18年8月15日	愛媛県第1253号	副産石灰肥料	粒状てん炉さい	アルカリ分43.0 く溶性苦土2.0	公定規格のとお	株式会社研農 高知県高知市秋町一丁目9番48号
平成18年8月15日	愛媛県第1254号	混合有機質肥料	本ほかし	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	公定規格のとお	宇和鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡野村町大字野村5号111番地

○愛媛県告示第1574号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、平成15年7月8日、深浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり定めた。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

（「次のとおり」は、省略し、深浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に係る特定漁港漁場整備事業計画書は、宇和島地方局産業経済部御荘水産課において公衆の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1575号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、平成15年7月10日、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり変更した。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

（「次のとおり」は、省略し、本浦地区に係る特定漁港漁

場整備事業計画の変更に係る特定漁港漁場整備事業計画書は、宇和島地方局産業経済部水産課において公衆の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1576号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

東予市

東予市周布349番地の1

代表者 市長 青野 勝

東予市楠甲453番地の9

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

東予市河原津甲1188番地先の公有水面

イ 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.80メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（東予市河原津甲1188番地先北物揚場に設置された金属錐）は、北緯33度58分24秒、東経133度04分12秒の地点

1点は、基点から真北53度42分09秒16.58メートルの地点

2点は、1点から真北52度37分02秒5.54メートルの地点

3点は、2点から真北51度58分28秒6.58メートルの地点

4点は、3点から真北51度57分04秒3.26メートルの地点

5点は、4点から真北52度20分21秒2.60メートルの地点

6点は、5点から真北57度25分12秒3.24メートルの地点

7点は、6点から真北60度44分51秒1.93メートルの地点

8点は、7点から真北142度59分10秒12.22メートルの地点

9点は、8点から真北232度59分10秒80.50メートルの地点

10点は、9点から真北322度59分10秒11.54メートルの地点

ウ 面積

951.30平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

東予市河原津甲1188番地先の公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からJ点までを順次直線で結んだ線及びJ点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（東予市河原津甲1188番地先北物揚場に設置された金属鉄）は、北緯33度58分24秒、東経133度04分12秒の地点

A点は、基点から真北14度57分57秒20.94メートルの地点

B点は、A点から真北142度32分31秒11.69メートルの地点

C点は、B点から真北52度00分39秒29.40メートルの地点

D点は、C点から真北83度35分16秒27.22メートルの地点

E点は、D点から真北115度09分53秒35.96メートルの地点

F点は、E点から真北195度59分27秒36.31メートルの地点

の地点

G点は、F点から真北232度59分10秒122.46メートルの地点

H点は、G点から真北322度54分25秒68.00メートルの地点

I点は、H点から真北52度59分10秒28.50メートルの地点

J点は、I点から真北322度54分25秒10.60メートルの地点

ウ 面積

9,851.11平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成15年7月23日

○愛媛県告示第1577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	上浮穴郡小田町大字臼杵1381番から 同大字1370番まで	旧	メートル 5.6~14.7	キロメートル 0.267	
			新	5.6~14.7 11.0~84.5	0.267 0.190	
"	"	上浮穴郡小田町大字臼杵1370番から 同大字1354番3まで	旧	5.8~11.0	0.082	
			新	5.8~11.0 33.6~79.4	0.082 0.070	
"	"	上浮穴郡小田町大字臼杵1354番3から 同大字1365番10まで	旧	6.4~8.0	0.026	
			新	43.7~91.3	0.026	

○愛媛県告示第1578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	上浮穴郡小田町大字臼杵1381番から 同大字1365番10まで	平成15年8月1日

○愛媛県告示第1579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柿之浦下波線	宇和島市遊子5167番2地先から 同市遊子5204番地先まで	平成15年8月1日

## ○愛媛県告示第1580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字興野々784番1地先から 同大字2344番1地先まで	旧	メートル 7.9~19.8	キロメートル 0.075	
			新	13.3~21.2	0.075	

## ○愛媛県告示第1581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字興野々784番1地先から 同大字2344番1地先まで	平成15年8月1日

## ○愛媛県告示第1582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙55番8地先から 同市上須戒丙23番7地先まで	旧	メートル 4.0~17.5	キロメートル 0.361	
			新	4.0~17.5 8.2~49.7	0.361 0.285	

## ○愛媛県告示第1583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙55番8地先から 同市上須戒丙23番7地先まで	平成15年8月1日

## ○愛媛県告示第1584号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第17号 平成15年7月14日	伊予郡砥部町三角209番地1	伊予市大平2番地2 株式会社 豚太郎本部 代表取締役 豊 永 千恵美
15松局伊土検（開）第16号 平成15年7月14日	伊予郡松前町大字筒井字中須賀388番1、389番1及び390番1	松山市清住二丁目1092番地5 株式会社 清友 代表取締役 山 本 守 厚
15西局建（開）第10号 平成15年7月15日	西条市神拝字局乙119番4、乙127番6、乙127番7、乙133番4及び乙133番13	高松市藤塚町一丁目11番22号 株式会社 穴吹工務店 代表取締役 穴 吹 英 隆
15松局建（開）第17号 平成15年7月15日	温泉郡重信町大字西岡字河之内甲1055番3	温泉郡重信町大字西岡190番地1 和 田 一 彌
15松局伊土検（開）第18号 平成15年7月22日	伊予市下三谷字走り732番2、732番4及び732番5	伊予市下吾川486番地1 A202 小 笠 原 恒 紀
15八局大土（開）第1382号 平成15年7月23日	喜多郡内子町大瀬中央5648番、5649番、5650番、5652番、5655番、5656番、5657番、5658番、5659番、5660番、5664番、5665番、5666番、5667番2、5668番、5669番、5670番、5671番、5672番、5673番、5674番、5675番、5778番、5779番、5780番、5781番、5873番、5876番、5877番、5878番、5879番、5880番、5894番及び5895番	喜多郡内子町大字内子甲780番地 喜多郡内陸部土地開発公社 理事長 河 内 絃 一
15西局建（開）第11号 平成15年7月23日	西条市飯岡字八反地2072番1	東予市今在家46番地1 高 村 真 二

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年7月22日	特定非営利活動法人 愛媛県不動産コンサルティング協会	十 亀 文 雄	松山市小坂四丁目20番29号	この法人は、不動産コンサルティング技能登録者として専門的な知識と技能を活用し、社会の人々に対して、不動産に関する知識の普及・向上、調査・研究、講習・研修等の活動を行い、もって環境に優しいまちづくりを通して、社会全体の利益の増進と、しあわせづくりに寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年7月23日	特定非営利活動法人 家族支援フォーラム	米 田 順 哉	松山市姫原二丁目3番地21	この法人は、障害の種類・障害の有無にかかわらず、地域生活を送る上で福祉サービスを必要とする人とその家族に対して、児童・障害児（者）・高齢者に関する事業を

行い、幸せを感じながら安心して地域生活  
が送れるよう、各ライフステージに合わせ  
て支援することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年7月23日	特定非営利活動法人 トータルサポート21	能 田 幸 生	松山市古三津三丁目23番14号	本法人は、豊富な職業経験と種々の能力を有する者どうしが相互に協力して、地域の活動団体、住民に対し、福祉の増進、まちづくりの推進、情報化社会の発展、経済活動の活性化、職業能力と雇用機会の拡充等で、行政、企業等の埋めきれないサービスを側面からサポートし、併せて独自の総合的な支援サービスを提供し、もって地域社会、経済の発展に貢献し、広く公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年7月18日	特定非営利活動法人 カリスホーム	阿 部 活 志	温泉郡重信町大字見奈良1538番地4	この法人は、乳幼児、児童及びその保護者に対して、子どもの健全な育成を図るとともに、男女共同参画社会形成の促進、人権擁護、社会福祉の増進を図り、保育・学童保育を通じて、子育て支援に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があつた。

平成15年8月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
山本博司後援会	浜 田 久 太	山 本 計 夫	北宇和郡吉田町大字法花津6-56-1	平成15年4月1日	
太田安男後援会	柳 野 高 章	小 西 敏 文	北宇和郡松野町大字吉野394-1	平成15年4月1日	
石橋重義後援会	石 橋 重 義	渡 辺 稔	西条市福武甲1331	平成15年4月10日	
渡部正幸後援会	山 田 直 夫	山 田 孝 春	北条市才之原甲232	平成15年4月11日	
浅野修一後援会	吉 本 正	高 橋 正 登	北宇和郡吉田町大字本町31	平成15年4月14日	
21世紀の吉田を創る会	吉 本 正	兵 頭 孝 朗	北宇和郡吉田町大字本町31	平成15年4月14日	
わくわく松山の会	永 野 貞 一	内 川 直 樹	松山市一番町1-3-10	平成15年4月14日	



兵頭忠後援会	村 中 良 照	藤 川 美 有 紀	宇和島市柿原甲1443 - 4	平成15年4月14日	
山本英男後援会	宮 本 忠 男	清 水 嘉 純	西宇和郡三瓶町二及2 - 582	平成15年6月3日	
自由民主党愛媛県松山市第七支部	竹 田 祥 一	戒 能 重 徳	松山市余戸中6 - 4 - 30	平成15年6月3日	政党の支部
今井直行後援会	今 井 直 行	今 井 ヤ エ ミ	周桑郡小松町大字明徳甲643	平成15年6月10日	
伊賀上明治後援会	小笠原 利 行	高 石 健 一	伊予郡松前町大字神崎5 - 1	平成15年6月16日	
政治結社西行社	吉 田 時 忠	石 岡 欣 也	松山市愛光町9 - 11	平成15年6月16日	
松本一二美後援会	松 本 一 二 美	松 本 修 治	伊予郡松前町出作743 - 2	平成15年6月16日	
木下きよし後援会	上 甲 操	島 口 哲 也	伊予郡松前町大字北黒田482 - 12	平成15年6月17日	
城村トキ子後援会	城 村 元 一	高 松 久 代	伊予郡松前町大字浜1157 - 5	平成15年6月20日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成15年8月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
田島義明後援会	代 表 者	平 井 義 則	白 井 松 寿	平成15年4月3日	
自由民主党愛媛県たばこ耕作組合支部	会 計 責 任 者	西 山 泰 子	山 口 武 美	平成15年4月3日	政党の支部
全国たばこ耕作者政治連盟愛媛県支部	会 計 責 任 者	西 山 泰 子	山 口 武 美	平成15年4月3日	
自由民主党愛媛県海運支部	会 計 責 任 者	渡 辺 賢 治	村 瀬 牧 男	平成15年4月4日	政党の支部
自由民主党久万支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万町直瀬甲2819	上浮穴郡久万町上畑野川甲2627 - 1	平成15年4月4日	政党の支部
	代 表 者	大 野 盛 隆	渡 部 一 夫		
愛媛県農業共済職員連絡会議	会 計 責 任 者	嘉 喜 山 晃	平 田 義 之	平成15年4月7日	
井出健司後援会	主たる事務所の所在地	今治市立花町1 - 6 - 29	今治市立花町1 - 6 - 18	平成15年4月9日	
	代 表 者	仙 波 芳 朗	村 上 才 治		
	会 計 責 任 者	平 尾 辰 郎	井 出 邦 子		
自由民主党内子支部	代 表 者	河 野 完 一 朗	武 知 正 照	平成15年4月10日	政党の支部
愛媛県商工連盟連合会	会 計 責 任 者	森 田 秀 徳	西 岡 倫 弘	平成15年4月10日	
愛媛県商工連盟連合会 松山支部	会 計 責 任 者	高 須 賀 功	眞 田 明 志	平成15年4月10日	
西坂寿後援会	政 治 団 体 の 名 称	西坂寿後援会	西友会	平成15年4月11日	

末光光明後援会	代 表 者	二 宮 晴 彦	今 泉 哲 男	平成15年4月14日	
上野則久後援会	代 表 者	谷 口 秀 一	谷 口 俊 寛	平成15年4月14日	
石橋重義後援会	会 計 責 任 者	坪 井 富 士 江	渡 辺 稔	平成15年4月16日	
米田美恵子後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市山際1-2-6	宇和島市山際1-4-26	平成15年4月18日	
	代 表 者	上 村 ミヤ子	赤 松 照 夫		
田中たか子後援会	主たる事務所の所在地	松山市三番町4-9-6	松山市本町5-2-20	平成15年4月30日	
税理士による山本公一後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市丸之内2-4-13	宇和島市御殿町9-29	平成15年5月2日	
	代 表 者	稲 垣 忠	中 山 孝 司		
	会 計 責 任 者	稲 垣 忠	中 山 孝 司		
住みよい松前を創る会	会 計 責 任 者	三 好 充	灘 野 保	平成15年5月6日	
吉岡政雄後援会	会 計 責 任 者	忽 那 孝 夫	市 川 文 太 郎	平成15年5月6日	
21世紀の吉田を創る会	会 計 責 任 者	高 橋 正 登	兵 頭 孝 朗	平成15年5月8日	
自由民主党御荘支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡御荘町平城4178-4	南宇和郡御荘町平城1661	平成15年5月21日	政党の支部
	代 表 者	宮 下 富 喜 男	佐 々 木 紀 元		
	会 計 責 任 者	大 瀧 勝	宮 下 富 喜 男		
泉圭一後援会	主たる事務所の所在地	伊予市米湊810-1	伊予市稲荷143-3	平成15年5月21日	
全日電工連政治連盟愛媛県支部	代 表 者	黒 田 和 夫	越 智 亀 一	平成15年5月23日	
	会 計 責 任 者	黒 田 和 夫	越 智 亀 一		
井出健司後援会	主たる事務所の所在地	今治市立花町1-6-18	今治市立花町1-6-29	平成15年5月23日	
	会 計 責 任 者	井 出 邦 子	平 尾 辰 郎		
高橋英吾後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市1557-1	八幡浜市北浜1-1533	平成15年5月29日	
自由民主党愛媛県支部連合会	代 表 者	山 本 順 三	山 本 敏 孝	平成15年6月3日	政党の支部
	会 計 責 任 者	西 原 進 平	菊 池 平 以		
自由民主党三瓶支部	主たる事務所の所在地	西宇和郡三瓶町朝立2-35-10	西宇和郡三瓶町下泊307-1	平成15年6月3日	政党の支部
	代 表 者	嶋 川 武 文	堀 尾 政 二		
	会 計 責 任 者	宮 中 藤 郎	西 中 正 純		
小野景史後援会	代 表 者	篠 崎 薫 明	仙 波 陽 一 郎	平成15年6月3日	
自由民主党吉海支部	主たる事務所の所在地	越智郡吉海町大字泊557	越智郡吉海町大字仁江2738	平成15年6月3日	政党の支部

	代 表 者	岡 田 勝 利	村 岡 照 顯		
	会 計 責 任 者	渡 辺 敏 孝	大 谷 耕 三		
自由民主党大西支部	会 計 責 任 者	近 藤 完 治	越 智 昭	平成15年6月3日	政党の支部
自由民主党宇和島支部	代 表 者	藤 井 万 一 郎	赤 松 南 海 男	平成15年6月3日	政党の支部
	会 計 責 任 者	田 島 義 明	藤 井 万 一 郎		
愛媛県商工政治連盟	代 表 者	真 木 克 朗	久 保 田 仁 之	平成15年6月4日	
	会 計 責 任 者	稲 田 幸 雄	中 田 賢 一		
愛媛県獣医師政治連盟	会 計 責 任 者	大 山 晴 嗣	小 野 輝 男	平成15年6月5日	
えひめ民社協会西条総支部	代 表 者	安 藤 雅 康	渡 辺 一 史	平成15年6月5日	
愛媛県商工連盟連合会伊予三島支部	会 計 責 任 者	鈴 木 守	鈴 木 稔 久	平成15年6月5日	
自由民主党伊予三島支部	会 計 責 任 者	山 本 照 男	飛 鷹 総 慶	平成15年6月10日	政党の支部
自由民主党西海町支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡西海町福浦842	南宇和郡西海町外泊221	平成15年6月10日	政党の支部
	代 表 者	谷 口 直	吉 田 忠 光		
	会 計 責 任 者	小 谷 泉	竹 田 清 展		
全日本不動産政治連盟愛媛県本部	政 治 団 体 の 名 称	全日本不動産政治連盟愛媛県本部	全日本不動産政治連盟愛媛県支部	平成15年6月17日	
自由民主党新居浜支部	会 計 責 任 者	堀 田 正 忠	仙 波 憲 一	平成15年6月18日	政党の支部
自由民主党三崎支部	主たる事務所の所在地	西宇和郡三崎町串129	西宇和郡三崎町名取735	平成15年6月18日	政党の支部
	代 表 者	阿 部 吉 馬	山 下 三 郎		
	会 計 責 任 者	垣 内 庄 八 郎	川 本 誠		
自由民主党美川支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡美川村東川703	上浮穴郡美川村日野浦762	平成15年6月20日	政党の支部
	代 表 者	窪和久 義 兼	高 山 猛		
	会 計 責 任 者	中 山 邦 夫	窪和久 義 兼		
愛媛県歯科医師連盟	会 計 責 任 者	木 原 龍 彦	篠 崎 浩	平成15年6月23日	
自由民主党愛媛県歯科医師支部	会 計 責 任 者	木 原 龍 彦	篠 崎 浩	平成15年6月23日	政党の支部
中原爽愛媛県後援会	会 計 責 任 者	木 原 龍 彦	篠 崎 浩	平成15年6月23日	
大島慶久愛媛県後援会	会 計 責 任 者	木 原 龍 彦	篠 崎 浩	平成15年6月23日	
政治結社大日本国命会	会 計 責 任 者	中 川 洋	渡 部 善 朗	平成15年6月24日	
自由民主党愛媛県第三選挙区支部	会 計 責 任 者	鈴 木 俊 広	小 野 晋 也	平成15年6月25日	政党の支部

自由民主党関前支部	主たる事務所の所在地	越智郡関前村大字岡村甲112 - 1	越智郡関前村岡村甲958 - 2	平成15年6月27日	政党の支部
	代 表 者	井 村 雄三郎	船 越 安 重		
自由民主党河辺支部	主たる事務所の所在地	喜多郡河辺村大字川崎1388	喜多郡河辺村大字北平2727	平成15年6月30日	政党の支部
	代 表 者	田 中 五 月	本 山 清 明		
	会 計 責 任 者	梅 木 良 照	清 水 美 孝		

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成15年8月1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小西一正後援会	門田保	平成15年2月5日
岡田みのる後援会	仲田茂	平成15年4月3日
金谷一後援会	金谷一	平成15年3月31日
大前なおみち後援会	大前尚道	平成15年3月31日
亀岡秀雄後援会	亀岡秀雄	平成15年5月1日
自由民主党別子山村支部	近藤茂光	平成15年3月31日
伊藤まきや後援会	鈴木秀三郎	平成15年5月1日
横井必孝後援会	田中良一	平成15年3月27日
くすのき	横井必孝	平成15年3月27日
晃友会	中田晃	平成15年5月20日
中田晃後援会	谷口豊	平成15年5月20日

一柳清志後援会	泉明	平成15年2月28日
渡辺一史後援会	渡辺一史	平成15年6月2日
所谷勇後援会	所谷勇	平成15年6月8日
橋井政子後援会	橋井政子	平成15年6月8日
山岡清起後援会	山岡清起	平成15年6月8日
井川頼好後援会	井川頼好	平成15年6月8日
世良誠朗後援会	世良誠朗	平成15年6月8日
高田正雄後援会	高田正雄	平成15年6月8日
井上力夫後援会	井上力夫	平成15年6月8日
松山市商店街政治連盟	村上吉昭	平成15年5月20日
瀬野昭三郎後援会	瀬野昭三郎	平成15年6月10日
丸山亘後援会	丸山亘	平成15年6月15日
八木淳次後援会	八木淳次	平成15年6月15日
原月美後援会	原月美	平成15年6月25日
21世紀県民の会	尾崎公	平成14年3月31日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成15年8月1日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
今井直行	小松町議会議員	今井直行後援会	周桑郡小松町大字明穂甲643	今井直行	平成15年6月10日
松本一二美	松前町議会議員	松本一二美後援会	伊予郡松前町出作743 - 2	松本一二美	平成15年6月16日

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成15年8月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
高橋英吾後援会	主たる事務所の所在地	八幡浜市1557 - 1	八幡浜市北浜1 - 1533	平成15年5月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。

平成15年8月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
大 前 尚 道	愛媛県議会議員	大前なおみち後援会	松山市清住2 - 1162 - 22	大 前 尚 道	平成15年4月14日
亀 岡 秀 雄	愛媛県議会議員	亀岡秀雄後援会	松山市中野町甲143 - 3	亀 岡 秀 雄	平成15年5月1日
横 井 必 孝	新居浜市議会議員	くすのき	新居浜市郷甲2134	横 井 必 孝	平成15年5月21日
渡 辺 一 史	西条市議会議員	渡辺一史後援会	西条市朔日市892	渡 辺 一 史	平成15年6月5日
所 谷 勇	一本松町議会議員	所谷勇後援会	南宇和郡一本松町小山3 - 3	所 谷 勇	平成15年6月10日
橘 井 政 子	三瓶町議会議員	橘井政子後援会	西宇和郡三瓶町大字皆江51	橘 井 政 子	平成15年6月10日
山 岡 清 起	久万町議会議員	山岡清起後援会	上浮穴郡久万町大字東明神甲95 - 2	山 岡 清 起	平成15年6月10日
井 川 頼 好	川之江市議会議員	井川頼好後援会	川之江市妻島町2715	井 川 頼 好	平成15年6月10日
世 良 誠 朗	新居浜市議会議員	世良誠朗後援会	新居浜市江口町10 - 18	世 良 誠 朗	平成15年6月10日
高 田 正 雄	宇和島市議会議員	高田正雄後援会	宇和島市本町追手1 - 2 - 31	高 田 正 雄	平成15年6月10日
井 上 力 夫	八幡浜市議会議員	井上力夫後援会	八幡浜市広瀬3 - 3 - 31	井 上 力 夫	平成15年6月10日
瀬 野 昭 三 郎	今治市議会議員	瀬野昭三郎後援会	今治市大新田町2 - 4 - 8	瀬 野 昭 三 郎	平成15年6月12日
八 木 淳 次	今治市議会議員	八木淳次後援会	今治市桜井団地1 - 34 - 3	八 木 淳 次	平成15年6月16日
丸 山 亘	北条市議会議員	丸山亘後援会	北条市辻1428	丸 山 亘	平成15年6月16日

任 免 辞 令

○任免辞令

7月17日

愛媛県技術吏員 北 村 重 治

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）

7月18日

多 田 英 明

愛媛県技術吏員に任命する

行政職8級を命ずる  
土木部道路都市局建築住宅課長を命ずる